

徳島県告示第四百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和七年八月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
2 4	羽ノ浦福井	阿南市長生町荒井股六番一地 先から 同 先まで 七番一地	一三・九	令和七年八月八日